

久留倍遺跡の正倉院

石毛彩子

はじめに

久留倍遺跡⁽¹⁾は、三重県四日市市大矢知町に所在する弥生時代から中世にかけての複合遺跡である。この遺跡は、国道一号線の混雑緩和のために計画された北勢バイパス工事のルート上にあったため、平成一年からバイパス関連の発掘調査が行われてきた。発掘調査により、古代の遺構については、政庁・正倉・その他の施設など、官衙遺構が確認された。これらの遺構は、官衙の変遷がわかり、壬申の乱などの史実との関連がうかがわれ、日本古代史を明らかにする上で重要な遺跡と評価され、平成一八年七月二八日に国指定史跡久留倍官衙遺跡として国の文化財指定を受けた。

正式報告書の刊行予定は平成二三年度末ということで、遺構の詳細にもとづく遺跡の検討は進んでいないが、建物群の変遷が示され、建物配置から遺跡の性格については様々に検討されている。四日市市教育委員会の服部

芳人氏によると、官衙関連の遺構は大きく三時期の変遷を経ると考えられ、⁽²⁾ それぞれの時期の性格については、

郡衙・郡衙支所・駅家・その他特殊な官衙の政庁、朝明頓宮、正倉院・正倉別院など様々な意見がある。

本稿では、現在発表されている概報など⁽³⁾に基づく範囲で、総柱建物群やそれらを囲繞する溝など特徴的な遺構により正倉院であると諸説が一致している、東に向かつて傾斜する斜面に立地する正倉院遺構を中心に、その特徴について明らかにし、朝明郡内での位置づけについて考えてみたい。

一 久留倍遺跡の時期

久留倍遺跡は、掘立柱建物で構成される他の官衙や集落と同様に、出土遺物が非常に少ない。また、史跡としての保存が決定されたため、柱掘りかたの一部しか掘削されず、建物の時期を決定するための重要な情報をもたらすはずの土器類が出土しておらず、土器類からは建物の時期推定が実質的にできない状態にある。しかし、遺跡内の何カ所かで堅穴建物と掘立柱建物が重複しており、堅穴建物の出土遺物より時期の推定は可能である。

たとえば、掘立柱建物S B八九・九〇と重複する堅穴建物S H五九・六五・八〇がある。調査概報によると、S H五九・六五・八〇は、切り合い関係により、古い順にS H八〇→S H六五→S H五九となり、最後の時期のS H五九からは七世紀後半代の須恵器平瓶が出土している。また、正倉院の区画溝となるS D三一一内では数種の堅穴建物が検出されているが、このうちS H三五一からは七世紀代の土師器長胴甕や須恵器坏身が出土している。これら堅穴建物については、官衙造営にあつての飯場小屋的なものであつた可能性も残るが、検出された位置が先述のとおり正倉院の区画溝の内部で、かつ、四日市市教育委員会の時期変遷I期のうち附付建物S B四

久留倍遺跡の正倉院 (石毛)

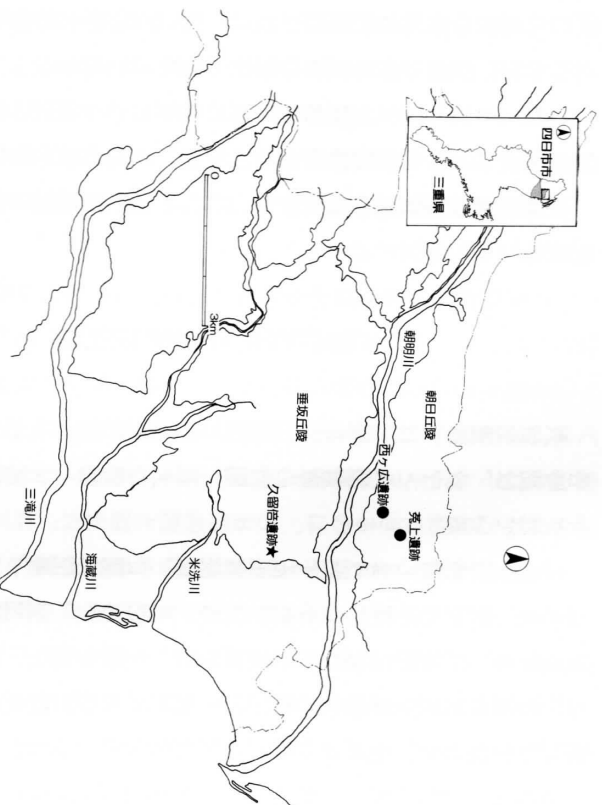


図 1 久留倍遺跡位置図

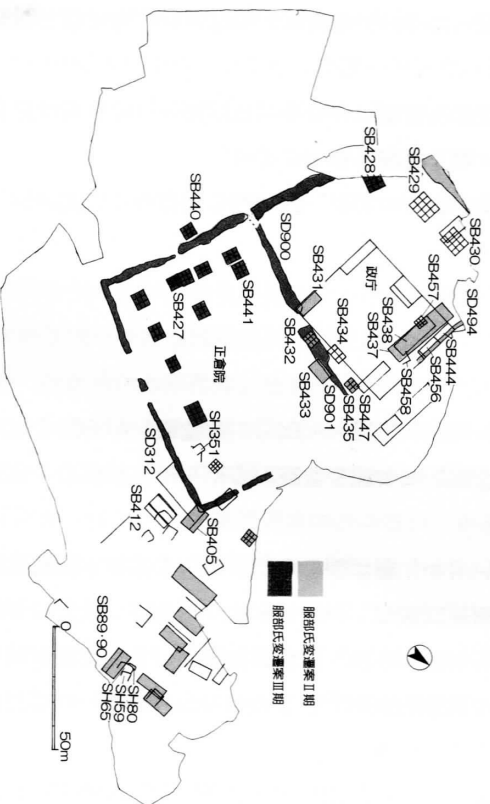


図 2 久留倍遺跡古代遺構配置図 (遺構番号は本文で出るもののみ)

一二の後方の柵列の内部に位置し、特にこの堅穴建物が柵で囲まれるような規模や遺物面での特殊性は認められないので、官衙建物群以前の集落と理解しておきたい。

このように、掘立柱建物群出現の直前に作られていた堅穴建物が廃絶したのが七世紀後半ごろであるので、久留倍遺跡の官衙の初現時期については、おおむね七世紀後半も遅い段階と考えられる。

東側斜面の正倉院の初現時期については、服部氏も指摘されているとおり、区画溝の遺物から判断して、八世紀後半ごろと推定される。

二 久留倍遺跡の変遷案検討

久留倍遺跡では、現在六〇棟ほどの掘立柱建物が検出されており、服部芳人氏の三大時期、七小期の変遷では、各時期は、政庁と大型倉庫の時期、長大な建物と付属施設の時期、正倉院の時期というように建物群の特徴が紹介されている。

これから検討しようとする正倉院は、Ⅲ期に位置つけられており、総柱建物の建て替えの回数や区画溝の時期により、三つの小期にわかれている。ところで、服部氏の変遷案⁽⁴⁾以外に、全体を大きく二時期に分ける変遷案も存在する。一時期に分ける変遷案では、Ⅰ期を政庁、Ⅱ期を正倉院とする。三時期変遷とこの二時期変遷の違いは、Ⅱ期の長大な建物 S B 四三七・四三八の帰属時期をめぐる理解が異なっていることによるが、これは帰属時期だけでなく、それらの長大な側柱建物の性格付けにも関わってくる。

S B 四三七周辺は、S B 四三七の建て替えと考えられる S B 四三八や総柱建物 S B 四五七、左脇殿 S B 四四四、

脇殿に切られる建物S B四五六など、古代の建物の重複が激しいところであり、建物群全体の時期変遷を考える基準にもなっている。

そこで、S B四三七が主体となるⅡ期という時期を設定する論理的必要があるかどうか、つまりS B四三七を正倉院の一部とする解釈が成り立たないかどうかについて検討してみたい。

まず、服部氏によって示されているⅢ期変遷説の問題点について整理しておきたい。

①先述のとおりS B四三七周辺は建物の重複が激しいところであるが、切り合い関係によってS B四三七より前の時期と確認できるのは、S B四四四と四五六、四五八である。このうちS B四四四と四五六はⅠ期政府の脇殿およびそれに先立つ建物と理解できる。また、S B四三七と重複するが切り合い関係にないS B四五七については、平面積二〇㎡以下の小規模な総柱建物であり、Ⅰ期以前の集落に伴う建物の可能性が考えられよう。⁽⁵⁾

②Ⅱ期とされる建物群には少なくとも四小時期の変遷があるが、正倉院の始期が八世紀後半とすると、Ⅱ期の建物群は、きわめて短期に頻繁に建て替えが行われていることになる。しかし、建物配置が大きく変わるというような遺跡の性格変化はみられないので、こうした短期間での変遷をもたらした理由が判然とせず不自然に感じられる。

③服部氏の変遷案では、Ⅲ―①期には、丘陵上の西区画の内部にはS B四二八しかなく、Ⅲ―②期以降、区画はあるが、遺構として残る施設がないことは不自然にみえる。

一方で、Ⅱ期がある方(二期変遷と考える)が遺構の変遷をより良く理解できる理由も存在する。

④S B四三七などの建物主軸方位は政府などに近く、正倉院とは大きく異なっている。また、丘陵上において、S B四二八は東側斜面の正倉院と主軸方位を同じくしており、建物の主軸方位は時期差を反映しているとみ

ることができる。

⑤ 政庁の門SB四三四に近接して存在するSB四三一・四三五は、正倉院の中央の区画溝SD九〇〇・九〇一に切られているが、八脚門SB四三四との位置関係上、I期にもなりがたいので、SB四三一・四三五が属する時期として政庁でも正倉院でもないII期を設定しうる。

⑥ SB四三一 は政庁の柵列と柱筋が通らず、かつSD九〇〇に切られるので、正倉院以前のII期と想定しうる。しかし、これらについては、以下のように反論できよう。

④ については、方位は時期決定の重要な要素の一つであるが、久留倍遺跡の場合、丘陵の傾斜、あるいは囲繞溝の方位に建物の主軸方位が規制されている可能性も考えられ、必ずしも時期決定の要因として比重が大きくないかもしれない。

⑤・⑥ については、調査概報によるとSD九〇一は、南側の区画SD九〇〇とともに中世以降の攪乱を受けているとあり、攪乱を受けていない部分が溝のどの部分にどの程度あるかなど資料も不足しているため、現段階では遺構の重複関係については必ずしも確定的ではない。したがって、SB四三一・四三二・四三三・四三五の帰属時期については保留したい。

ここでは、SB四三七・四三八などII期とされているものとSB四四七など側柱建物群の一部についても正倉院の建物の一部と考える説に立ち、久留倍遺跡の正倉院について考えていきたい。

三 正倉院の様相

まず、ある遺跡を正倉院とする場合に、最も明確な判断基準となっている総柱建物についてみる。
 正倉の特徴については、松村恵司氏の研究により明らかになっている。⁽⁶⁾松村氏の研究によれば正倉は、四×三間、三×三間、三×二間の規模に集中しており、特に四×三間の倉が正倉の中核をなす。久留倍遺跡の東区の正倉院の場合には、三×三間と四×三間の総柱建物で構成されており、これまでの見解を補強する。ただし、平面積は三〇㎡程度のものもつと多く、柱間は五・五〜六尺程度と正倉の中ではやや小規模である。

総柱建物は、同一位置での建て替えが顕著である。正倉遺構には建て替えのある例が多いという指摘がある。⁽⁷⁾そこで、建て替えについて他の正倉院の事例をみてみると、茨城県つくば市平沢官衙遺跡(常陸国筑波郡衙正倉)や島根県松江市団原遺跡(出雲国意宇郡山代郷正倉)などのように、同一位置での建て替えは多くなく時期によって建物配置が変化する事例と、埼玉県岡部町中宿遺跡(武蔵国榛沢郡衙正倉)や岐阜県関市弥勒寺官衙遺跡群弥勒寺官衙遺跡(美濃国武義郡衙)のように、過半数くらの建物が同一位置で建て替えられ存続する事例が見受けられる。両者の違いは各地域の事情によるものであるが、正税帳などの文献史料上、正倉院の建物は方位プラス番号で位置を表示し管理されていたことが知られるので、この正倉の位置管理・配置の管理が徹底していた正倉院では、後者の同一位置での建て替えが多く行われることになったのであろう。

正税帳などの文献史料によると、遺構としては側柱建物になる、屋という建物の記載もみられる。屋は、これまでの正倉院の発掘調査事例でも存在が指摘されているが、先に正倉院に属するとしたS B四三七・四三八・四四七はそれらと比較してどのように評価されるだろうか。
 三棟のなかでS B四三七は、桁行一四間二九・四m、梁行三間七・二mの側柱建物で、平面積は二一・六八㎡と特に大型である。郡衙レベルの地方官衙で桁行一〇間を超える廂の付かない側柱建物は、郡庁の回廊や脇殿以

外では正倉院に類例がある。他の正倉院の調査事例をみると、桁行が十間を超える側柱建物の事例は、大分県中津市長者屋敷遺跡（豊前国下毛郡衙）や鳥取県鳥取市馬場遺跡（因幡国気多郡支所）などの例がある。⁽⁸⁾

文献史料上の屋の事例では、和泉監正税帳の和泉郡の項の中の西窓屋が、一尺を三〇cmで換算して、長一四・一m、西第式屋が一三・八m、南院北屋が一・六m、日根郡東第窓屋が一・四mである。

このような例と比較して、久留倍遺跡のS B四三七は格段に規模が大きいが、建て替えと考えられるS B四三八が八×三間となり、他の正倉院の屋の事例と近似する規模になるので、S B四三七についても屋と推定しても問題はなからう。いずれにしても、S B四三七は平面積もさることながら、柱掘りかたの規模など久留倍遺跡の中でも際立った建物であり、大量の類稲収納施設として造営されたかなり重要な施設であつたことが推測される。屋は正税出拵のための類稲を収納したとみられているが、S B四三七の規模や、建て替えられて維持される様子からは、出拵の運用の便を図る施設として重視されていたことがうかがわれる。

正倉院の周囲は、S D三二二などの溝によって圍繞されており、内部はさらに溝で二分されていたようである。その規模は東側区画約一〇〇×七〇m、西側区画約七五×七〇mで合わせて約一一・二五〇mである。正倉院には、集中型と郡内各所に小規模のものを設ける分散型の二つのタイプがあり、集中型の場合には正倉域の面積が一万余二万㎡の敷地を占めるのが一般的であるという山中敏史氏の指摘があるが、全国で調査された正倉院と認められる遺跡で、区画施設によって広さがわかる事例では、現在のところ最大のものは栃木県上三川町と宇都宮市にまたがる上神主・茂原官衙遺跡（下野国河内郡衙）の五六、〇〇〇mで、最小のものは岐阜県関市の弥勒寺官衙遺跡群弥勒寺官衙遺跡の四、五五〇mである。山中氏の著書の段階では上神主・茂原官衙遺跡は発掘調査とされていないので、上記の敷地面積は見直されるべきであろう。久留倍遺跡の正倉院の区画はどちらかといえは小

規模である。

次に、正倉院の建物の棟数についてみてみたい。建物の棟数はその正倉院に投入された労働力やそこに収納された稲穀の量を反映するものである。ここでは、正倉院の時期を通して建築された建物の延べ棟数で比較してみたい。延べ棟数は異なる位置の建物の棟数を数え、同一位置で建て替えられている場合は、建て替えが何時期あるうと一棟と数えた。久留倍遺跡の、ここていう正倉院に属する建物は一四棟で、うち総柱建物が二棟、側柱建物が二棟である。先述の平沢官衙遺跡や上神主・茂原官衙遺跡で五〇棟を超えるような数の建物が検出されていることと比べるとかなり少ない。

ところで、朝明郡は六郷からなる小郡である。朝明郡の一年の租の量は九百斛と推定されるが、現在検出されている総柱建物はどの程度の収納量を有するであろうか。山中敏史氏が建物の平面積から内容量を推定している⁽¹²⁾を参照すると、平面積二五㎡前後で千斛程度と推測されるもの九棟、四〇㎡で二千斛一棟、五五㎡で三千斛二棟、七〇㎡以上はなしと、一二棟、延べ収納量一万七千斛で、すべてが穀倉だったと仮定しても、田租一九年程度の収納量しかない。

『越中国官倉納穀交替記』の意斐村項では、天平五年（七三三）から寛平九年（八九七）までの一六四年間に、棟数にして十六棟、五万八千余斛の穀稻が貯積されている。この史料に基づいて、稲穀の蓄積について分析した渡辺晃宏氏の研究によると、時期によつて蓄積量に増減はあるが、年平均四〇七斛⁽¹⁴⁾ずつ蓄積されていた。意斐村は『倭名類聚抄』越中国礪波郡の意悲村と考えられ、礪波郡は、一二郡からなる上郡なので、年間の租の量は朝明郡の倍である。意斐村の正倉院には、年間の租の一部が納められていたようである。久留倍遺跡の東側正倉院においても、租の一部が蓄積されていた可能性が高い。正倉院が存在する時期には、政庁はなくなっており、ま

た近くに郡庁とみられる施設が検出されていないことや、造営開始時期が八世紀後半と指摘されていることを考慮すると、郡衙に付随した正倉院は別にあり、久留倍遺跡の正倉院は正倉別院の一つであったと考えられる。久留倍遺跡の正倉院では、先述のとおり建物が位置を踏襲しながら建て替えられ存続していたが、東側斜面の総柱建物群では、最終段階にはS四二七・四四〇・四四一が、これまでの正倉の並びを乱すような位置、あるいは区画の外に出てしまうなど、新たな正倉を建築する意図はみられるが、管理体制の弛緩があらわれているような位置に造営されている。このような状況からは、現在遺構が確認⁽¹⁵⁾されていない空闲地においても礎石建物が存在しており、正倉院の敷地が飽和状態になった可能性も考えられる。あるいはまた、里倉負名の増加などにより、正倉院での稲穀の集中管理体制が崩壊しつつあったことのあらわれであろう。

おわりに

本稿では、現在示されている遺構変遷と異なる遺構変遷を推定し、それにより丘陵上には屋が、斜面には倉が広がる正倉院の姿を推定した。今後正式な発掘調査報告書によって訂正が必要となることもあるのかと考えるが、様々な可能性を探ることもまた必要と考え考察を行った。

また、今回は、久留倍遺跡の正倉院に的を絞り分析を行ったが、古代朝明郡の歴史を解明する上で、さまざまな可能性が指摘されている政庁の分析は欠くことができない。

久留倍遺跡の属する古代朝明郡は、朝明川両岸がその範囲として推定されているが、古代の遺跡は、朝明川北岸の朝日丘陵と久留倍遺跡が所在する垂坂丘陵に多く存在する。その朝日丘陵には、古くから朝明郡の郡衙と推

注

定されてきた西ヶ広遺跡や菟上遺跡など、大規模な掘立柱建物群がみつかつており、これらの遺跡は官衙関連あるいは有力者の居宅と推定されている。朝明川の上流、菰野町には「五十戸□」「倭家」などの墨書土器が出土した下江平遺跡など、同一郡内に郡あるいは評の中心地と推定される場所が複数ある。四日市市は大規模な前方後円墳がない地域であり、古墳時代からの有力豪族不在地域での律令国家の地域支配や、地方豪族相互の関係のあり方を考察する格好の素材を提供する地域として今後も注目していきたい。

本稿作成にあたり、山中敏史先生には有益な御助言をいただきました。記して謝意を表します。

- (1) 文化財指定を受けた範囲は、久留倍遺跡のうちの政庁と正倉院部分のみであり、館・厨家と推定されている部分については、設計変更後のパイパス工事においても破壊されてしまったため文化財指定されなかった。本稿では、破壊された部分も含めて久留倍遺跡の考察を行うため、範囲が限定されてしまう久留倍官衙遺跡の名称は使用しない。
- (2) 服部芳人「三重県久留倍遺跡」『日本古代の都衙遺跡』条里制・古代都市研究会編、雄山閣、二〇〇九。以下、服部氏が公表されていることについてはこれによる。
- (3) 本稿で使用する久留倍遺跡の建物についての諸データは以下のもthingに基いている。

四日市市教育委員会「一般国道1号北勢パイパス 埋蔵文化財発掘調査概報」Ⅶ、Ⅸ、平成一四、一八年
 四日市市教育委員会「四日市市埋蔵文化財発掘調査報告書39久留倍遺跡2」「三重県四日市市大矢知町」平成一九年
 四日市市教育委員会「四日市市埋蔵文化財発掘調査報告書40久留倍遺跡3」平成二〇年
 『第3回 考古学研究会東海例会 テーマ「古代伊勢と王権」資料、二〇〇四
 調査報告書未刊行の学術調査については現地説明会資料による。

- (4) 注2で示した服部芳氏が提示された変遷案以外にも、いくつかの変遷案が考えられている。これらの変遷案については、四日市市教育委員会の赤松一秀氏が「久留倍官衙遺跡の発掘調査」(「久留倍官衙遺跡と朝明郡」久留倍官衙遺跡を考える会、二〇〇八)で変遷試案として整理している。
- (5) SB四三七辺りには、未調査のため時期が不明であるが、堅穴建物が重複して存在している。
- (6) 松村恵司「正倉の存在形態と機能」『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所、一九九八
- (7) 山中敏史「第一章 郡衙の構造と機能 第四節 正倉の構造と機能」『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、一九九四
- (8) 山中敏史氏のご教示による。
- (9) 注7に同じ
- (10) 平城京左京三条二坊一・二・七・八坪のSD四七五〇から「伊勢国朝明郡褥田里」という記載のある荷札木簡が出土している。この褥田里については、額田郷の別表記とする意見と倭名類聚抄に掲載されていない郷であるという両説があるが、ここではヌクタニスカタと理解し倭名類聚抄の郷数にしたがった。
- (11) 推定にあたっては、『令集解』賦役令封戸条所引天平十九年六月一日格による封戸の基準の数値を参考にした。これによると一戸あたりの田租は三十束とされているので、朝明郡の一年間の田租は、一束 $\equiv$ 一斗で換算すると、三〇(斗) $\times$ 五〇(戸) $\times$ 六(郷) $\equiv$ 九百斛と求めた。
- (12) 山中敏史「古代の穀穀収取に関する考古学的研究 平成一二年度・平成一四年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))研究成果報告書」平成一五年、独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所埋蔵文化財センター
- (13) 中間的な平面積のものも多いので、建物を面積で区分する際、例えば四〇 m 前後のところには、三二・五 m から四七・五 m のものを含めた。
- (14) 渡辺晃彦「正倉の管理形態」『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所、一九九八
- (15) 山中敏史氏のご教示による。
- (16) 市内唯一の前方後円墳は大字羽津に所在する、前期の志氏神社古墳であるが、前方後方墳という説もある。

にほんこだい
おうけん
しやかい
日本古代の王権と社会

2010年10月1日 第1版第1刷

編者 柴原 永遠男
発行者 白石 タ イ

発行所 株式会社
塙 書 房

東京都文京区本郷 6丁目 8-16
〒113 電話 03 (3812) 5821
4033 FAX 03 (3811) 0617
振替 00100-6-8782

亜細亜印刷・弘伸製本

定価はケースに表示してあります。落丁本・乱丁本はお取替え致します。

ISBN978-4-8273-1237-9 C3021